

令和8年度 一級/二級/木造建築士定期講習



会員の皆様は、山口県建築士会が実施する建築士定期講習の受講にご協力をお願いします。

建築士法第22条の2の規定により、建築士事務所に所属している建築士は、3年毎に国土交通大臣の登録を受けた登録講習機関が行う、「建築士定期講習」を受講することが義務付けられています。

建築士事務所に所属する方で、以下の方は令和8年度中に建築士定期講習を受講してください。

① 令和5年度に建築士定期講習を修了された方

② 令和5年度以前に建築士になられた方で、まだ受講されていない方

未受講の場合は、建築士法違反となり処分の対象となりますので、期間内に必ず受講をお願いします。

■主催 公益財団法人建築技術教育普及センター

■実施 一般社団法人山口県建築士会、公益社団法人日本建築士会連合会

■開催日程 (先着順に受け付けます。定員になり次第受付を終了します。)

開催日 ※1	会場	会場コード	定員	講義方式
令和8年6月17日(水)	山口県セミナーパーク※	6E-01	84	DVD
令和8年8月19日(水)	岩国市民文化会館	6E-02	32	DVD
令和8年12月1日(火)	山口県セミナーパーク※	6E-03	84	DVD
令和9年3月4日(木)	山口県セミナーパーク※	6E-04	80	DVD

※愛称「YMfg 維新セミナーパーク」 〒754-0893 山口県山口市秋穂二島 1062

時間はすべて、9:50~17:30(受付9:30~)

■講習内容 講義：5時間 修了考査：1時間

■受講資格 一級建築士、二級建築士、木造建築士

■受講料 12,980円(テキスト代、消費税を含む。)

■CPD 6単位

■申込方法 原則として、インターネットでお申し込みください。

お申し込み先：(公財)建築技術教育普及センターのホームページ

<https://www.jaic.or.jp/koshu/teiki/>



インターネットでのお申し込みが困難な方は

■申込書 インターネット申込ができない事由がある方については、(公財)建築技術教育普及センター(以下「普及センター」)から紙申込書を送付します。

ご希望の方は、普及センター(TEL 050-3645-2717)へお問い合わせください。

■申込方法 普及センターに、受講申込書に必要書類を添えて郵送してください。

送付先、必要書類等は、以下の受講要領をご覧ください。

※山口県建築士会では、受講申込みの受け付けができませんので、ご注意ください。

令和8年度 一級建築士・二級建築士・木造建築士定期講習 対面方式用 受講要領(郵送申込用)(抄)

1) 講習案内

(省略)

2) 受講申込

(1) (省略)

(2) 受講申込書の入手方法

・建築技術教育普及センター(以下「当センター」)へお問い合わせください。

※申込書を郵送で依頼した場合、個人情報等を含む際は赤シートパック等を事前にご準備していただくことがあります。

・当センターのホームページでもダウンロードが可能です。

(裏面へ続く)

(3) 申込みに必要なもの

①受講申込書

②所有している建築士免許証（カード・賞状型どちらでも可）の写し（コピー）

※受講申込書の建築士免許証欄に「登録済」と表記がある方については、「登録済」の建築士免許証は不要となります。

「登録済」以外の建築士免許証を所有している場合は、②が必要となります。

※建築士免許証等を再交付手続き期間中の場合は、申請した建築士会から発行される証明書を提出してください。

③顔写真 1 枚 縦 4 cm×横 3 cm（無帽・無背景・正面 3 分身の証明写真・6 ヶ月以内に写したものの）

④振替払込請求書兼受領証（受講手数料の領収書）の写し（コピー）

⑤受講票返信用封筒

※返信用封筒は、ご自身の宛先を明記し 110 円の切手を貼付していただくようお願いします。

(4) 申込方法・郵送先

① 記入済みの申込書を郵送する際は、紛失等を防ぐ為に「簡易書留」にて当センターへ郵送してください。

【郵送先】公益財団法人 建築技術教育普及センター

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル 3F

(5) 受講手数料の支払い方法

以下の方法で、払込が可能です。※口座番号については、各申込書に記載しております。

①郵便局備え付けの払込票

②ATM 払込（郵便局または銀行）

③ネットバンキング

※ネットバンキングを利用した場合、当センターへの振込状況が確認できる明細票を申込書に貼付してください。

(6) 申込に関する注意事項

①申込書は、希望する講習日の締切日までに到着するよう、当センターへ郵送してください。

※期日については、受講案内に掲載しております。不明な方は当センターへお問い合わせください。

②申込内容に不備があるものや、必要書類の揃っていないものは受付できません。

③提出された書類（建築士免許証等の写し等）については、原則返還しません。

④車椅子を利用される方や介護などの措置が必要な方は、事前に各団体（各都道府県の建築士会または建築士事務所協会）へ申出てください。障がいの程度、会場の都合により希望する措置が受けられない場合がありますのでご注意ください。

■複数の建築士免許を有する方への案内

複数（一級、二級又は木造）の建築士免許を有する方は、その複数の建築士免許証等の写しを提出することによって、当該複数の建築士定期講習の申込みを行ったものとして扱います。この結果、この一回の建築士定期講習を受講することによって、修了と判定された複数の建築士定期講習について、建築士定期講習修了証が交付され、受講履歴はそれぞれの建築士名簿に登録されます。
*複数の建築士免許を有している一級又は二級建築士の方で、他の建築士免許証（二級・木造）等の提出がない場合、未提出分については、当該等級の建築士名簿に受講履歴の登録がされませんので、ご注意ください。

※複数の建築士免許証等を提出された場合であっても、受講手数料は 12,980 円（テキスト代、消費税を含む。）となります。

(7) 受講票

当センターから送付・返送いたします。届かない場合は、お問い合わせください。

3) 受講申込後の変更等

(1) 申込内容に変更がある場合は、当センターにお問い合わせください。

(2) 講習日の変更について

当センターにお問い合わせください。（日程によっては変更できない場合もございますのでご了承ください。）

(3) 受講票の再発行

受講票を紛失した場合、講習会場で係員に顔写真付身分証明書（運転免許証等）を呈示して、その旨を伝えてください。受講票を再発行します。

（以下省略）